平成２３年（フ）第５１号
東京都板橋区高島平２丁目28―６―226
債務者　日下部　仁
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　将人
4　破産債権の届出期間　平成23年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７号
神戸市須磨区一ノ谷町１丁目１番10―103号
債務者　古川　　勲
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５号
兵庫県明石市大蔵谷字清水546番地　マンション朝霧１―502号
債務者　久保田栄志郎
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
静岡県沼津市足高490番地の３
債務者　久我谷聖大
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
埼玉県所沢市大字下安松631番地の８
債務者　川口　敬二
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３６号
埼玉県所沢市大字下安松631番地の８
債務者　川口眞佐美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５１６号
名古屋市緑区曽根１丁目76番地　ベルグリーン１―Ｂ号
債務者　林　　定雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時５分
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２９０号
兵庫県三田市下深田750番地19　ＳＤＡ三田キリスト教会内、前住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地　７棟1207号
債務者　谷口　　一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　昭暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４号
兵庫県小野市小田町892番地　市住９号
債務者　山畠八惠子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５０２号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜313番地９
債務者　小田桐柾頼
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９４号
函館市富岡町２丁目54番18―202号
債務者　高木　　弥
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９５号
北海道亀田郡七飯町字上藤城222番地66
債務者　鈴木　秀嗣
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
山口県山陽小野田市中川４丁目９番23号　松岡ハイツ201号、旧住所山口県山陽小野田市共和台９番10号
債務者　西島　一貴
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２１１号
山形県米沢市城南２丁目１番25号コーポ畠山15号室
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３９号
群馬県利根郡みなかみ町須川462番地３
債務者　樋浦　隆子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
群馬県利根郡みなかみ町羽場369番地
債務者　高橋　真紀
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係